

平成31年度

人材開発支援助成金のご案内

■「人材開発支援助成金」は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業者団体を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

助成コース・助成額一覧

■当社の行う講座のうち、建設業法27条に基づく技術検定資格を取得しようとする者の教育訓練として、下記のコースが助成対象講座として指定されています。

● 通学コース (助成額は上限10万円+日当額×日数となります)

■ 1級土木施工管理技士受験対策講座	指定番号 040161620040	日当 9日	¥164,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 2級土木施工管理技士受験対策講座	指定番号 040161610012	日当 9日	¥164,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 1級管工事施工管理技士受験対策講座	指定番号 040161620053	日当 9日	¥164,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 2級管工事施工管理技士受験対策講座	指定番号 040161610025	日当 9日	¥164,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 1級建築施工管理技士受験対策講座	指定番号 040161620066	日当 9日	¥164,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 2級建築施工管理技士受験対策講座	指定番号 040161610038	日当 9日	¥164,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 1級電気工事施工管理技士受験対策講座	指定番号 040161710012	日当 9日	¥164,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 2級電気工事施工管理技士受験対策講座	指定番号 040161710025	日当 9日	¥164,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 1級建設機械施工技士受験対策講座	指定番号 040161710038	日当 9日	¥164,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 造園施工管理技士受験対策講座	指定番号 040161710038	日当 9日	¥164,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 土木施工管理技士(学科・実地)総合講座	指定番号 040161710012	日当 13日	¥214,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 建築施工管理技士(学科・実地)総合講座	指定番号 040161710025	日当 13日	¥214,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 土木1・2級同時取得コース	指定番号 040161810012	日当 18日	¥246,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 建築1・2級同時取得コース	指定番号 040161810025	日当 18日	¥246,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)
■ 管工事1・2級同時取得コース	指定番号 040161810038	日当 18日	¥246,000 ^{10万円 助成} (他日当分¥7,600給付)

● 助成額の例

- ① 助成金100,000円 + 講習9日(日当分)×7,600円 = 合計 **168,400円** ※ 1
- ② 助成金100,000円 + 講習13日(日当分)×7,600円 = 合計 **198,800円** ※ 1
- ③ 助成金100,000円 + 講習9日(日当分)×6,650円 = 合計 **159,850円** ※ 2
- ④ 助成金 98,400円 + 講習9日(日当分)×6,650円 = 合計 **158,250円** ※ 3

※ 1 雇用保険被保険者数 20 人以下の中小企業

※ 2 雇用保険被保険者数 21 人以上の中小企業 (35 歳未満)

※ 3 雇用保険被保険者数 21 人以上の中小企業 (35 歳以上)

支給対象となる中小建設業者

①雇用保険料率 1,000 分の 12 の中小建設業者 ②受講者は雇用保険加入者であること
(注) 本助成金制度は、「教育訓練助成金」とは別の助成金制度です。「教育訓練助成金」は受講者自らの負担により受講する場合の受講者に対する助成(20%)であり、本助成金は、事業者の負担により受講する場合の事業者に対する助成です。(適用保険料率に変更がある場合があります)

受講にあたっての留意事項はこちら

「助成金支給までの流れ」はこちら

- ※計画届の提出は講座開始の1週間前までに所轄の労働局に提出する必要があります。
- ※講座修了後、当社より修了証発行を受けた後、必ず2ヶ月以内に支給申請を行ってください。
- ※申請書類等詳細については、当社事務局、又は労働局へご確認ください。

助成金受給まで

申込み・受講手続き

助成金見直し内容はこちら

計画届の提出

当社より必要書類送付

<提出書類>

当社からお送りするもの

- ①計画届
- ②講座パンフレット（当社）

ハローワーク・労働局へ
計画届の提出

計画届の提出

■計画届記入例 [クリック](#)

■講座開始の3ヶ月～1週間前まで

<届け出用紙は変更後の様式> [クリック](#)

教材発送

受講開始

講座修了

「修了書」発行（当社）

（「修了書」発行から2ヶ月以内に受給申請）

受給申請

※その他詳細は当社迄お問い合わせ下さい。

貴社口座に振り込まれます。

TGK (株)東北技術検定研修協会

本 社 〒980-0802 仙台市青葉区二日町13-26ネオハイツ勾当台2F

問い合わせ E-mail : info@touhokugiken.com

TEL 022(738)9312 FAX 022(738)9365

お振込の場合は右記まで 七十七銀行 本店（智）0213691 (株)東北技術検定研修協会（本社住所）〒980-0802 仙台市青葉区二日町13-26-2F